

障害児入所支援に関する報酬改定における主な改定内容

1 みなし規定に係る報酬の取扱い

障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすものとみなすなどのいわゆる「みなし規定」について、福祉型は平成 33 年 3 月 31 日まで延長し、医療型は恒久化されたが、報酬の取扱いについては、平成 30 年障害福祉サービス等報酬改定においては、特段変更はなく、現行どおりの取扱いとなること

2 各種減算の見直し

(1) サービス提供職員欠如減算

- ①指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定
- ②減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定

(2) 児童発達支援管理責任者欠如減算

- ①指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定
- ②減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定

(3) 個別支援計画未作成減算

- ①個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の70%を算定
- ②減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定

3 児童発達支援管理責任者の評価の見直し

児童発達支援管理責任者の配置については、基本報酬において評価することとし、児童発達支援管理責任者専任加算は廃止

4 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し

変更点：公認心理師を新たに有資格者として評価

イ 福祉専門職員配置等加算（I） 15 単位/日

※児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤
で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公
認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上ある場合に加算

□ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10 単位/日

※児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上ある場合に加算

【参考】公認心理師とは

1 定義

公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、次の①から④に掲げる行為を行うことを業とする者

- ①心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ②心理に関する支援を要する者に対する、心理に関する相談及び助言、指導等
- ③心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導等
- ④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

2 名称使用制限

公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。（違反者には罰則）

3 資格取得方法

文部科学大臣又は厚生労働大臣（以下「主務大臣が」）が実施する公認心理師試験（指定試験機関：一般財団法人日本心理研修センター）を受験し、合格後、指定登録機関（一般財団法人日本心理研修センター）に登録手続きを行う。

4 受験資格

- ①大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等
- ②大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等

5 人員配置基準の見直し

医療的ケアを行う人材を幅広く確保する等の観点から、人員配置基準を見直し

●主として重症心身障害児を通わせる事業所

- ・看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）【以下「看護職員」】 1 以上
- ・機能訓練担当職員 1 以上

※ただし、機能訓練を行わない時間帯については配置しないことが可

※機能訓練担当職員は、児童発達支援センター、医療型児童発達支援を除く

●主として自閉症児を入所させる施設

- ・看護職員 おおむね障害児の数を 20 で除して得た数以上

●主として肢体不自由児を入所させる施設 看護職員 1 人以上

6 身体拘束廃止未実施減算【新設】

身体拘束等の適正化を図るため、**基準省令に定める記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を県に提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を県に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算** **5単位/日**

身体拘束等の禁止について

基準省令に定める「身体拘束等の禁止」を遵守すること。

なお、障害者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、緊急やむを得ず（※）身体拘束を行う場合は、①身体拘束の実施について、担当職員の判断ではなく、事業所全体（関係者で構成する会議等）で決定すること ②必ず家族への説明及び同意を得ること、③身体拘束の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録（記録保存期間：5年）するなど、適正実施すること。

※緊急やむを得ない場合に該当する3要件（すべて満たすことが必要）

- 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性：身体拘束は一時的なものであること

7 公立減算の取扱い

施設等の設置者である自治体から補助金や指定管理料等の公費が別途投入されていることと等に鑑み、引き続き減算の取り扱いを維持

8 地域区分の見直し（平成30～32年度）

現行の国家公務員の地域手当に準拠し、7区分から8区分への見直し

級地	該当市町
1級地（20%）	
2級地（16%）	
3級地（15%）	西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地（12%）	神戸市、
5級地（10%）	尼崎市、伊丹市、川西市、三田市
6級地（6%）	明石市、猪名川町
7級地（3%）	姫路市、加古川市、三木市、赤穂市
8級地（0%）	上記以外の市町

9 加算に係る共通事項

（1）心理担当職員配置加算の見直し

公認心理師の資格を有する場合に更に10単位を加算※して評価

●福祉型障害児入所施設

イ 主に知的障害児に対する場合

定員に応じて5単位/日～102単位/日 +10単位※

ロ 主に自閉症児に対する場合

定員に応じて13単位/日～26単位/日 +10単位※

- ハ 主に盲児又はろうあ児に対する場合
定員に応じて 10 単位/日～102 単位/日 +10 単位※
- ニ 主に肢体不自由児に対する場合
定員に応じて 13 単位/日～ 20 単位/日 +10 単位※
- 医療型障害児入所施設 26 単位/日 +10 単位※

10 福祉型障害児入所施設関係

(1) 看護師配置加算の見直し

●看護職員配置加算（Ⅰ）

指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）【以下「看護職員」】を 1 以上配置した場合に加算適用

●看護職員配置加算（Ⅱ）

次の(1)又は(2)の施設基準のいずれかに該当する場合に加算適用

①自閉症児施設又は肢体不自由施設

指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を 1 以上配置し、別表の判定スコアを合算して8 点以上である利用者の数が 5 名以上であること。

②知的障害児施設又は盲児若しくはろうあ児施設

指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を 2 以上配置し、別表の判定スコアを合算し、8 点以上である利用者の数が 5 名以上であること。

別表 判定スコア（スコア）

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1 回/時間以上の頻回の吸引 = 8
6 回/日以上以上の頻回の吸引) = 3
- (6) ネブライザー 6 回/日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) = 3
- (11) 継続する透析(腹膜灌流を含む) = 8
- (12) 定期導尿（3/日以上） = 5
- (13) 人工肛門 = 5

(2) 児童指導員等加配加算（Ⅰ）の創設【新規】

①入所報酬告示第 1 の 1 の注 13 のイ

指定入所基準に定める員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士等（「理学療法士等」）を 1 名以上配置（常勤換算による算定）している場合に算定

②入所報酬告示第 1 の 1 の注 13 のロ

指定入所基準に定める員数に加え、児童指導員若しくは強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した従業者等（「児童指導員等」）を 1 名以上配置（常勤

換算による算定) している場合に算定

※重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置した場合を含む

(3) グループホームや障害者入所施設等への移行支援の推進

福祉型障害児入所施設においては、「みなし規定」の適用を平成 33 年 3 月 31 日までとしており、その期限までに入所中の過齢児をグループホーム等への地域移行又は障害者入所施設等への入所を行う必要があるため、地域移行加算の算定回数を拡充するとともに、福祉型障害児入所施設においては、平成 33 (2021) 年 3 月 31 日までの間、他の社会福祉施設に入所する場合であっても算定可

現行	見直し後
500 単位 (退所前、退所後各 1 回) ※退所する障害児に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合に加算。 <u>ただし、当該障害児が退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては算定不可</u>	500 単位 (退所前 2 回、退所後 1 回) ※退所する障害児に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合に加算。 <u>なお、平成 33 (2021) 年 3 月 31 日までの間は、他の社会福祉施設等に入所する場合であっても算定可</u>

1 1 医療型障害児入所施設関係

(1) 有期有目的入所の更なる評価

肢体不自由児に対する手術、リハビリ等を行う短期間集中訓練によって機能向上が図られていることなどから、有期有目的入所の推進のため、有期有目的入所に係る基本報酬の区分を見直し、更なる評価の実施

(2) 保育職員加配加算の創設【新規】

指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を 1 人以上配置 (常勤換算による算定) している場合に加算 20 単位/日